

■第4回委員会資料からのガイドラインの修正箇所について

資料 1-A

P2 (1) ガイドラインとは

- ・本文7行目に「南越駅周辺まちづくり計画」との関連を記述。

P4 (2) 「フォレストシティ&越前市版スマートシティ」の実現イメージ

- ・「遺伝子」という表現をやめ「地域の歴史や文化」とする。
- ・それに関連し表現を見直し。
- ・図についても見直し

P7 (1) 7つの開発方針

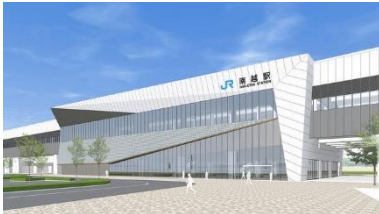
- ・「スマートシティ」が開発方針5に表現されているが、「フォレストシティ」については開発方針のタイトルにはないため、開発方針5の表記を変更。
- ・全体的に地区名を「新幹線駅周辺」に統一。

P9 開発方針2

- ・「補足事項」に、農地を含めた開発の場合の、緩衝部分の緩和措置を追記。

P11 開発方針3

- ・「まちづくりのポイント」に、越前の歴史や文化、自然を取り入れる工夫を明記。
- ・「事例写真」の変更。
 - ・コウノトリをモチーフにした新幹線駅舎（パース）
 - ・越前和紙のインテリア（スーパーホテル越前武生）（じゃらんHP）



P12 開発方針4

- ・「数値基準」に、農業施設や農地一体開発の考えを明記。
- ・「公園、緑地、広場」の図中明示。

P14 開発方針4

- ・「整備指針」にストリートファニチャ等に地域の歴史や文化を受け継いだデザインの工夫を明示。
- ・「まちづくりのポイント」にも、同様の趣旨を盛り込む。
- ・「事例写真」の変更。
 - ・コウノトリをモチーフにしたソーラー発電街路灯
出典 <https://mirai-lab.com/THEREBORNLIGHT/>
(浪江町国道114号線：MIRAI-LABO(株) HP)



P15 開発方針5

- ・ 事項のタイトルをP7に合わせて変更
- ・ 内容については、スマートシティに関する別紙資料の議論を踏まえて更新。
- ・ 写真のオリジナル化

P17 開発方針7

- ・ 「土地利用ゾーニングにあった施設例」については。「事例写真」として全国各地の事例12か所を掲載

P20 以降

- ・ 地区計画案の修正
- ・ 越前市宅地開発基準の変更部分の案を追記
- ・ 農用地区域からの除外手続きと要件を追記